

県立長野図書館協議会委員（補欠委員）の委嘱について（案）

文化財・生涯学習課

県立長野図書館協議会委員として、次のとおり委嘱するものとする。

委嘱委員（8名） ※網掛けが補欠委員

氏 名	役 職 等	選 任 区 分	備 考
わたなべ きょういち 渡邊 匡一	信州大学附属図書館 館長	学識経験者	森委員の 後任候補者
まちだ のりゆき 町田 典幸	長野市立篠ノ井東中学校 教諭	学校教育関係者	
しのはら ゆみこ 篠原 由美子	ながの子どもと本をむすぶ市民の会 会員	社会教育関係者	
むねだ せいこ 棟田 聖子	松川村図書館 館長	社会教育関係者	
かすが ゆきお 春日 由紀夫	駒ヶ根市立図書館 館長	社会教育関係者	辻井委員の 後任候補者
おおぐち ともこ 大口 知子	ゆめサポママ@ながの 代表メンバー	家庭教育関係者	
にしやま たくろう 西山 卓郎	株式会社バリューブックス 社員	公 募	
おおばやし あけみ 大林 晃美	NPO 法人本途人舎 代表理事	公 募	

（任期：平成31年1月1日から令和2年12月31日まで）

図書館法（昭和25年4月30日号外法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則（昭和25年9月6日文部省令第27号）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

県立長野図書館条例（昭和25年12月23日条例第79号）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第

1項の規定に基づき、県立長野図書館（図書館という。以下同じ。）を、長野市に設置する。

第2条 図書館に、図書館法第13条に規定する職員のほか、所要の職員を置く。

第3条 図書館に、図書館法第14条の規定による図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であつてもこれを解任することができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、図書館の運営について必要な事項は、長野県教育委員会規則で定めるものとする。

県立長野図書館協議会運営規則（昭和26年4月19日教育委員会規則第5号）

第1条 県立長野図書館協議会の会議（以下「会議」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 会議は、県立長野図書館長（以下「館長」という。）が招集し、これを主宰する。

第3条 館長は、会議を招集しようとするときは、開会の日前7日までに、会議開催の場所、日時及び会議に附議すべき事項を委員に通知しなければならない。但し、急を要する場合はこの限りでない。

第4条 会議を分けて定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、春秋2回とし、臨時会は必要に応じて招集する。

第5条 会議において必要あるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、会議の議決を経て定める。

3 小委員会の委員は、附託された事項について調査審議し、所要の報告書を館長に提出しなければならない。

4 小委員会は、前項の報告書を提出したときは解散する。

第6条 県立長野図書館協議会に書記2名を置く。

2 書記は、県立長野図書館職員中から館長が命ずる。

3 書記は、館長の指揮を受け、会議の庶務に従事する。